

関東支部「審査付き研究報告」について

<主旨>

支部会員の研究活動の奨励と活性化を推進するために、関東支部の研究報告会へ応募した研究報告のうち、投稿者が審査を希望するものについて審査し、優れた研究報告について「審査付き研究報告」であることを明記して、毎年度「審査付き研究報告」集に掲載する。

1. 関東支部研究発表会への応募資格

- ・本会個人会員

2. 審査の対象

- ・研究報告原稿提出時に申込用紙に「審査付き研究報告：審査希望」と明記してください。
- ・応募、執筆要領は「関東支部研究報告会の応募規程」ならびに「同研究報告原稿の執筆要領」に準拠する。

3. 評価カテゴリーの申告（研究報告原稿提出時に申込用紙に必ず明記してください。）

次ぎの4つのカテゴリーから一つ以上必ず申告してください。

- 1)「独創性」：導入した概念や方法、発見した事実や法則のいずれかが新規であること。既知の方法の改良、他分野の知見の応用などを含む。
- 2)「萌芽性」：研究着手段階ではあるが、新規な発想、着想に基づく研究で今後の発展の可能性が大きいものであること。
- 3)「発展性」：従来の定説を変えうる新事実の解明、あるいは新しい研究領域や、研究体系の開拓の契機となりうるものであること。
- 4)「有用性」：技術の向上、あるいは事実上、学術的に価値のある有用な情報を提供するものであること。個々の技術の体系化を図り、技術相互の発展に資するものであること。

4. 審査結果の通知

- ・審査結果（6月末頃）を受けた著者は2週間以内に審査委員の意見を反映させた軽微な加筆、訂正を行い事務局に提出する。

5. 「審査付き研究報告」の審査料

- ・1題につき5,000円を発表登録費と一緒に納める。

6. 受賞者の公表と表彰

表彰は「日本建築学会関東支部審査付き研究報告賞」と称し、審査付き研究報告の中から優れた論文に賞状を贈呈する。
受賞者の公表は、「建築雑誌」、「建築学会ホームページ」で行い、受賞者の氏名、所属、論文題目を公表する。